

盛岡バスセンター飲料等自動販売機設置場所賃貸借仕様書

1 販売品目及び販売価格

(1) 販売品目

ビン、缶、ペットボトルなどの密閉式の容器による、お茶、水、炭酸飲料、コーヒー、紅茶、ジュース類などの飲料とする。ただし、アルコール類及び紙パック又は紙コップ入りの飲料を除くこととする。

(2) 販売価格

販売価格は、標準小売価格を上回らないこと。

2 飲料等自動販売機の設置基準

(1) 安全に関する基準

ア 自動販売機据付基準（JIS 規格）及び自動販売機据付規準（自動販売機据付規準策定委員会）を遵守した転倒防止措置を講じること。

イ 自販機堅牢化技術基準（日本自動販売機工業会）を遵守して、犯罪防止に努めること。

ウ 食品、添加物の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）及び自動販売機の食品衛生に関する自主的取扱要領（日本自動販売機工業会、日本自動販売協会）等を遵守して、販売品の衛生管理に努めること。

(2) 環境に関する基準

ア 環境負担の軽減に努める提案を期待する。

イ 消費電力の削減に努める提案を期待する。

（契約書添付に際して、実績報告・提案書により自動販売機の仕様に関わる提案を受けた場合は、提案内容に合わせて記載内容を変更する場合があります。）

ウ プラスチック製又は金属製の使用済容器回収箱を貸付範囲内に設置して、飲料等自動販売機（以下「自動販売機」という。）周辺において、使用済容器回収箱の外に使用済容器が溢れたり、散乱したりすることのないよう環境美化に努めること。また、使用済容器は飲料等自動販売機設置事業者（以下「設置者」という。）の責任により、分別回収及びリサイクルを行うとともに、定期的に回収を行うこと。

エ 使用済容器の回収頻度は、1 週間に 1 回以上（契約毎年度の 6 月から 9 月末までは 1 週間に 2 回以上）とし、時期により回収量が増える場合は回収頻度を増やす等、柔軟に対応すること。

オ 使用済容器回収箱には、蓋の設置等をし、投入口を一般ゴミが入りにくい形状とするなどして、一般ゴミの混入防止を図ること。

(3) 飲料等自動販売機及び販売品の維持管理

ア 自動販売機の設置及び契約期間の満了、又は契約の解除による撤去に要する費用は全て設置者の負担とする。

イ 設置する自動販売機には、設置者名、住所、連絡先などを明記したステッカー等を識別しやすい位置に表示して、自動販売機の故障や問合せ等に対して、設置者の責任において速やかに対応すること。

- ウ 販売品の賞味期限の管理を徹底すること。
- エ 自動販売機の設置管理、販売品の補充、金銭管理などの維持管理については、設置者の責任において行うこととし、トラブルの未然防止に努めること。
- オ 自動販売機の設置及び商品の販売については、関係法令等を遵守し、関係機関等への届出、検査及び許可等が必要な場合は、遅滞なく所定の手続きを行うこと。
- カ 自動販売機の設置及び撤去にあたって、車両を使用する際は、盛岡バスセンターバスターミナル（以下「バスターミナル」という。）内の指定経路（図1の車両動線）に沿い、車両を移動させること。また、車両の駐車場所は、指定箇所（図1の車両駐車指定箇所）とし、図1の指定箇所と貸付物件の間において、自動販売機を移動させる際には、指定経路（自動販売機移動経路）で実施すること。また、バスターミナル内での車両の移動及び自動販売機の移動においては、バスターミナル内のバス及びバスの利用者等の通行に支障をきたすことのないよう、移動作業をする者の他に、移動を誘導するための人員を路上に配置し、十分に周囲の安全性を確保したうえで、実施すること。

なお、自動販売機の設置及び撤去の時間帯は平日9時から17時までの時間で、設置及び撤去の日時は建設部交通政策課と協議して決定するものとする。
- キ 自動販売機の販売品の搬入及び使用済容器の回収にあたって、車両を使用する場合の駐車場所については、盛岡市が提供できる常時使用可能な駐車場所はないことから、設置者が確保するものとし、駐車場所確保に伴い、費用が発生する場合は、設置者が負担するものとする。
- ク 設置する自動販売機は、物件調書及び貸付範囲周辺に設置されているベンチの設置状況等の現地の状況を確認の上、運用可能であるものを設置すること。
- ケ そのほか、自動販売機の設置については、建設部交通政策課の指示に従うこととし、この仕様書に定めのない事項や疑義が生じたときは、適宜、建設部交通政策課と協議して、適切な措置を講じること。

3 物件調書（施設概要書）

この仕様書のほか、仕様は「物件調書（施設概要書）」に示すとおりとする。

(図1)

